

## 平成30年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録

1 日時：平成31年1月15日（火） 午後2時40分～午後4時03分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 3階 調停室

### 3 出席者：

#### (1) 委員

石井 慎一委員、観音寺 拓也委員、谷藤 千香委員、蒔田 鐵夫委員

#### (2) 事務局

(都市総務課)

石川都市総務課長、福原課長補佐、野田主任主事

(公園緑地部)

竹本部長

(公園管理課)

佐藤課長、住田主査、加藤主任技師

### 4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 議事進行について

(3) 蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理予定候補者の選定について

### 5 議事の概要：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により下記のとおり決定した。

部会長・・・石井委員、副部会長・・・善積委員

(2) 議事進行について

配布資料をもとに説明を実施した。

(3) 蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理予定候補者の選定について

蘇我スポーツ公園円形野球場の選定要項等について施設所管課からの説明後、申請者へのヒアリングを実施し、選定基準に基づいた審査を経て、申請者は蘇我スポーツ公園円形野球場の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められた。

### 6 会議経過：

○福原都市総務課長補佐 只今より平成30年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどの委員会から引き続きの委員の方につきましては、重ねて御礼申し上げます。

事務局をしております都市総務課課長補佐の福原でございます。改めましてどうぞよろしくお願いたします。

本日の会議でございますが、5名の委員の皆様のうち4名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2

項の規定により、本会議は成立しております。

開会に当たりまして、公園緑地部長の竹本よりご挨拶申し上げます。

○竹本公園緑地部長 公園緑地部長の竹本でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、第2回スポーツ部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の部会では、本年8月に供用開始を予定しております蘇我スポーツ公園内の円形野球場の管理運営の提案内容についてご審議いただき、指定管理予定候補者の決定の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、本施設の指定管理指定申請者は、既にオープンしております「フクダ電子アリーナ」をはじめとしました蘇我スポーツ公園スポーツ施設6施設の指定管理者であるMMT共同事業体を非公募により選定することを予定しております。これは、蘇我スポーツ公園内の施設を一体として管理することにより、利用者の利便性の向上、効率的な運営による管理経費の縮減を期待していることが理由となっております。

委員の皆様には、それぞれご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○福原都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)により、公開としております。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び、3、部会の会議への準用により、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により確定することとなっております。

傍聴される方にお願いたします。傍聴に当たりましては、お手元の資料4「傍聴要領」に記載された事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

部会長、副部会長選出までの間、都市総務課長の石川が議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○石川都市総務課長 都市総務課長の石川でございます。部会長及び副部会長選出までの間、議事の進行を務めさせていただきます。座って進行させていただきます。

はじめに、議題(1)「部会長及び副部会長の選任について」でございます。

お手元にお配りしております資料5「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」をお願いたします。

5ページの第11条第4項に「部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める」と規定がございますので、部会長の選任につきましてご意見をお願いするものでございます。ご意見のほどよろしくお願いたします。

○蒔田委員 前回も部会長を務めていらっしゃる石井委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石川都市総務課長 ありがとうございます。

只今蒔田委員から石井委員を部会長に推薦する旨のご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石川都市総務課長 ありがとうございます。

それでは、石井委員に部会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、副部会長の選任ですが、いかがでしょうか。

○谷藤委員 副会長を務められておられる善積委員に、引き続き副部会長もお願いしたいと思えます。

○石川都市総務課長 ありがとうございます。

只今谷藤委員から善積委員を副部会長に推薦する旨のご提案がございました。善積委員には、事務局より事前に議題についてご説明させていただきまして、互選により選任された場合はお引き受けいただけるお返事を頂戴しております。

それでは、善積委員でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石川都市総務課長 ありがとうございます。

それでは、善積委員に副部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、ここからは部会長に議事の進行をお願いしますので、石井委員には部会長席にお移りいただき、部会長選任のご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

○石井部会長 委員の皆様方のご推挙によりまして部会長を仰せつかりました石井でございます。ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。会議を円滑に進めて参りたいと存じますので、どうぞよろしく願います。

それでは、議題(2)議事進行について、事務局からご説明をお願いします。

○石川都市総務課長 それでは、私のほうから議題の(2)議事進行についてご説明申し上げます。

お手元の資料6「議事の進行について」というフロー図をご覧ください。

はじめに、施設所管課であります公園管理課から指定管理予定候補者選定要項、指定管理者の管理運営の基準、指定管理予定候補者選定基準の概要と、第1次審査の結果についてご説明いただきます。

その後、申請者であるMMT共同事業体による10分間のプレゼンテーションと質疑応答を行います。プレゼンテーション終了1分前に事務局から申請者に対してお知らせをいたします。

次に、委員の皆様それぞれに行っていただく審査についてですが、資料7-5、審査表をお願いします。

各審査項目につきましては、資料7-3にございます指定管理予定候補者選定が記載された基準に基づき○、または×の基準をお願いします。審査後、事務局におきまして審査表の回収、集計を行い、その後委員の皆様を集計結果を発表いたします。ここで集計結果につきまして、委員のうち1人でも×の評価を行った審査項目があった場合は、選定評価委員会としての判断についての協議を行っていただきます。その後、指定管理予定候補者を決定していただき、選定理由や評価する点などをご意見としていただきたいと思います。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、只今のご説明に対しまして、ご質問などございましたら、ご発言をお願いします。

委員の皆様、特に質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○石井部会長 それでは、議題（２）につきましては、以上で終わります。

それでは、議題（３）「蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理予定候補者の選定について」を行います。

まず、選定要項、管理運営の基準、選定基準について事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤公園管理課長 公園管理課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

順を追っての説明の前に先立ちまして、施設の概要について説明させていただきます。

資料 7-1、5 ページをお願いいたします。

まず、所在地ですけれども、千葉市中央区川崎町 3-2 でございます。開設は 2019 年 8 月 1 日、施設概要としまして、まずフィールド、こちらは両翼 96.36 メートル、センター 116.97 メートルと、これは一般的な社会人の軟式野球ができる、そういう大きさになってございます。構造としましては、内野が黒土、外野が天然芝ですね。あとウォーニングゾーンというのがございます。内容的には、施設利用の内容ですけれども、軟式野球、それからソフトボール、リトルリーグ、こういったものに供用できる施設となっております。あと観覧スペースのほうは周辺にございまして、こちらが芝生でできております。附属施設といたしまして、マウンド、ダッグアウト、ブルペン、観客席、バックネット、防球ネット、外野防球フェンス、それから物置、手足洗い場、散水栓等がございまして。

なお、管理事務室は多目的広場管理事務室を兼用といたします。

駐車場につきましては、公園内に第 1、第 2、第 3 駐車場がございまして、合計 954 台収容可能ということで、こちらを利用していただきます。

供用時間は、午前 9 時から午後 5 時まで、供用日は年末年始を除くそれ以外の日ということでございます。

参考に追加配付資料のほうをご覧くださいと思います。

4 枚ほどめくっていただきまして、蘇我スポーツ公園の全体のカラーの図面が図面の一番最初でございますが、位置的には、この中のほぼ中央の右あたりに円形野球場（フクダ電子スタジアム）と書かれております。そちらが今回の対象となっております。赤く囲んだところが指定管理区域となっております、これまで順次施設ごとに開設してきたところでございます。

1 枚めくっていただきますと、これは円形野球場の平面図概要になりますけれども、先ほど述べた施設等がこういう配置となっておりますのでございます。

2 枚ほどめくっていただきますと、先ほど舗装の説明をしたところですが、内野が黒土舗装、外野が芝生舗装、その周辺にウォーニングゾーン舗装とございまして、こちらは、フェンス等に選手が激突したりするのを防ぐために、注意喚起のために芝生の舗装とはちょっと質の異なる舗装ということで、実質的にはグリーンサンド舗装といたしまして、砂を固めて緑色に着色したような、そういった舗装となっております。それでぐるりと囲まれているところでございます。

1 枚めくっていただきますと、参考までに今整備中ではございますが、施設の写真を撮ってきてございます。最初の 1 枚目の②がバックネットということで、高さ 10 メートルのバックネット、こちらが整備を終えてございます。

もう一枚めくっていただきますと、③で防球ネット、これも高さ 10 メートルとなっております、これはバックネット裏、それから内野の裏をぐるっと囲んで、ボールが外に飛び出ないように、そういう仕組みとなっております。

さらに1枚めくっていただきまして、先ほどウォーニングゾーンと説明したんですけれども、⑤のウォーニングゾーンということで、こちらが幅約5メートルほどのちょっと色が薄くてわかりづらいんですけれども、薄く緑色に舗装した、そういった舗装ができ上がっております。

それから、1枚めくっていただきますと、⑦がダッグアウト、これはフェールゾーンのすぐ外側にグラウンドに向けて階層部でございます。

それから、⑧のほうは日よけの観客席ということで、今回観客席は設けるんですけれども、立派な球場と同等の大きなスタンドというわけではなくて、少し日よけもある、小規模な観客席を設けてございます。

施設の概要としては以上でございます。

それでは、順を追って説明をさせていただきます。

資料7-1、「指定管理予定候補者選定要領」をお開きください。

まず、資料7-1の3ページをお願いいたします。選定の概要でございます。

(1) 管理対象施設は、千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場です。

(2) 指定期間は、平成31年(2019年)8月1日から、2020年3月31日の8カ月間で、既存の蘇我スポーツ公園スポーツ施設の指定管理期間の終期と同一としております。

業務内容としましては、後ほど管理運営の基準にてご説明させていただきます。

選定の手順について、記載の表をご覧ください。

平成30年12月に選定要項等の交付を行いまして、MMT共同事業体から12月25日に指定申請書が提出されております。本日、選定評価委員会による選定を実施し、1月下旬に選定結果の通知、仮協定の締結を行い、平成31年第1回定例会での承認を経て、指定管理者の指定という流れになります。

4、管理対象施設の概要でございます。

設置目的等でございます。法令上の設置目的をご覧ください。本施設は都市公園法における都市公園に設置する都市公園施設でございます。

4ページのビジョンをご覧ください。本施設の目的、目指すべき方向性でございます。

①市におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図り、市民の健康、体力づくりに寄与するとともに、地域コミュニティとしての交流機能を発揮するための拠点となる施設を目指す。

②蘇我スポーツ公園全体が防災拠点として位置づけられていることから、蘇我スポーツ公園内の他施設とともに、災害時の防災拠点となる施設を目指す。

ミッションをご覧ください。施設の役割等でございます。

①市民の誰もが日常的に利用でき、それぞれの目的に応じたスポーツを楽しめる場を提供する。

②日ごろスポーツ活動の機会に恵まれない市民やスポーツ初心者、レベルアップを志向する市民に対して、各種スポーツ教室等の場を提供する。

③地域や区のスポーツ大会やイベントの開催場所を提供する。

④本施設は警察、消防の待機、駐屯スペースを予定していることから、その機能を発揮できるよう管理を実施するとともに、協力体制を構築すること。

5ページをお開きください。施設の概要については、先ほど説明したとおりとなっております。

(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え方、市としては、指定管理者制度導入により、利用者サービスの向上及び管理経費の縮減の効果を見込んでいます。このため、指定

管理者には、利用者ニーズに応じた施設運営及び積極的な自主事業の展開を期待しております。また、市が設定する本施設の成果指標及び数値目標は記載のとおりでございます。

5、指定管理者が行う業務の範囲でございます。6 ページをご覧ください。

(1) 指定管理者の必須業務、ア、施設運営業務、イ、施設維持管理業務、ウ、経営管理業務になります。

(2) 自主事業として行うことができる事業、興業の企画・誘致、スポーツ教室、飲食物販等になります。

(3) 再委託について、管理業務の全部または大部分、もしくは重要な部分を第三者に再委託することはできません。

6、市の施策等との関係でございます。7 ページをご覧ください。

(9) 施設の命名権への協力でございます。本施設には命名権が採用される予定でございます。命名権に付随する業務についての協力を行うこととしております。

9、経理に関する事項でございます。12 ページをご覧ください。

(1)、イ、指定管理業でございます。指定管理業の基準は 2,300 万円、消費税及び地方消費税を含むでございます。

管理運営の基準について、続きまして、資料 7-2 「指定管理者管理運営の基準」をお開きください。

1 ページ、第 2、指定管理業務を実施するに当たっての前提をご覧ください。

本施設は蘇我スポーツ公園内に設置された 6 つのスポーツ施設と一体として管理を実施することを前提としております。

6 ページをご覧ください。

第 6 の 1、利用料金の設定をご覧ください。利用料金については、表に記載する金額の範囲内で指定管理者が定めることとなります。

2、利用料金の減免をご覧ください。本施設の利用料金については、千葉市都市公園条例第 21 条及び千葉市都市公園条例施行規則第 15 条の規定に基づく減免を行うことができるものとなります。

第 8、施設運営業務、第 9、施設維持管理業務は記載のとおりでございます。

26 ページをご覧ください。第 11、2、修繕でございます。

本施設に係る修繕の実施に関しては、原則として 1 件当たり 100 万円以下の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市と協議することとしております。

選定基準についてでございます。

続きまして、資料 7-3 「指定管理予定候補者選定基準」をお開きください。

2 ページ、(4) 審査等の流れをご覧ください。

形式的要件審査、第 1 次審査を行いまして、本日が提案内容審査、第 2 次審査になります。本委員会にて要求する水準を満たすことが認められた場合に、指定管理予定候補者として選定することになります。

4 ページ、3、提案内容審査をご覧ください。

(1) 審査方法でございます。各委員がそれぞれ申請者が提出した提案書等の記載内容から、(2) に示す審査項目について、一部の項目を除き、以下のいずれに該当するか、審査していただきます。

管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合○、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合×、委員のうち 1 人でも×の評価を行った項目がある場合、選定評価委員会で協議を行い、以下のいず

れかを決定いたします。ただし、半数以上の委員が×の評価を行った場合は、②から④のいずれかで決定いたします。

①選定評価委員会としては○と判断する。

②選定評価委員会としては、条件つきで○と判断する。

③申請者に、当該審査項目に係る提案内容の修正を求める。

④申請者を失格とする。

②の決定を行った場合、答申において当該条件を選定評価委員会の附帯意見として示します。

③の決定を行った場合、申請者に提案書等の修正を求め、当該審査項目についてのみ再度審査を行います。

④の決定を行った場合、選定評価委員会として、申請者を指定管理予定候補者とすべきでない旨の答申を行います。

5ページをご覧ください。(2) 審査項目及び審査の視点でございます。

審査項目については、記載のとおりでございます。

審査方法については、先ほど申し上げたとおりでございますので、その方法によらない項目のみ、説明させていただきます。

2、(1) 団体の経営及び財務状況でございます。提出された財務諸表等に基づき、指定期間中、安定した業務を行うことができる経営及び財務状況であるか、以下の基準により審査を行っていただきます。過去3年間の財政状態、経営成績から指定期間中、施設管理を行うに当たって支障となるような財務リスクは認められない場合○、指定期間中、施設管理を行うに当たって支障となるような財務リスクが存在する場合×でございます。

7ページをご覧ください。4番の(7) 成果指標の数値目標達成の考え方でございます。

選定要項で定める成果指標の数値目標達成の考え方について、次の基準で審査を行っていただきます。

選定要項に定めるとおり、またはそれ以上の数値目標を設定し、その達成について具体的な考え方が記述されている場合○、選定要項に定めるとおりの数値目標を設定していない、または設定していてもその達成についての具体的な考え方が記述されていない場合×、

5、(1) (2) 収入支出見積りの妥当性でございます。本項目については、提案額の多寡を評価するのではなく、業務履行の前提となる見積りの妥当性を検証し、以下の基準により審査を行っていただきます。

収入支出見積りは、合理的な算定根拠により行われており、妥当性を欠く見積りは見受けられない場合○、妥当性を欠く収入支出見積りが含まれている、または算定根拠が不明確なものがある場合×となります。

以上で、選定要項等の概要説明を終わらせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございました。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様、ご質問などがございましたらご発言をお願いいたします。

観音寺委員、どうぞ。

○観音寺委員 資料7-1の4の(4) 指定管理者制度導入に関する市の考えの成果指標と数値目標についてですが、利用者数1万2,000人以上及び稼働率50%以上というのは、どういう設定根拠があるのでしょうか。他の施設等々の状況を見て設定されたと思うのですが、詳しく教えていただけますか。

○佐藤公園管理課長 まず、稼働率のほうでございますが、これは市内の同等の野球場の利

用実績としまして、その平均をとって、それを参考としております。ちなみに、その平均値は 52.9%となつてございます。利用者数としましては、稼働率を根拠としまして、それに平均的な利用人数を掛けたものとしてございます。

○観音寺委員 わかりました。

今回新たに供用開始する施設ですので、それでよろしいかなと思うのですが、他の多分第2多目的グラウンドだったと思うのですが、平日と休日の差異が非常に大きいという話は以前からあったと思つていまして、丸めて 50%というよりも、平日は何%を目指すと、要は、休日はかなり埋まつていて、平日の稼働率向上が確か課題だったと思うのです。考えていくと、そういう少し細かい設定にしていった方がよろしいのかなと思つますので、今後の参考にしていただければと思います。

○石井部会長 今回の成果指標数値目標ですけれども、これは8月1日から3月31日までの期間に限つてということでしょうか、これは1年通してとかということではなく、8月1日からの稼働ですからですね。

○佐藤公園管理課長 それに合わせた人数、稼働率となつてございます。

○石井部会長 あと私からちょっと質問させてください。

指定期間が 2019 年 8 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日となつています。この指定期間終了した後はどのようにする予定でしょうか。

○佐藤公園管理課長 先にオープンしております蘇我スポーツ公園内の施設につきましては、2020 年の 3 月 31 日時点で指定管理期間が終了しますので、それとあわせてさらに予定としましては、公園全体の指定管理ということで、あわせて公募で指定管理者を募集する予定でございます。

○石井部会長 それから、資料 7-3 の 7 ページの 6 と 7 について、審査の対象外とするとあります。念のため審査の対象外とする理由を教えてくださいませんか。

○公園管理課職員 もともと千葉市の指定管理の選定の基準の中で、この項目については参考とし、審査の対象外とするというような規定がありまして、それに沿つて今回も審査の対象外としてしています。

○石井部会長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、第1次審査の結果について事務局からご説明をお願いいたします。

○佐藤公園管理課長 資料 7-4 をご覧ください。こちらは第1次審査の結果でございます。審査項目としましては、1 番から 9 番まででございます。

1 としまして、法人その他の団体であるか。株式会社、任意団体等組織形態は問わない。

2、市から指名停止処分を受けていないか。

3、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないか。

4、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないか。

5、市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施しているか。

6、労働関係法令を遵守しているか。

7、募集年度、又はその前年度納に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないか。

8、会社更生法に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てが行われていないか。

9、当該団体又はその役員が千葉市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同



条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないかについて確認しまして、今回のMMT共同事業体におきましては、全ての項目について満たしていると確認してございます。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、只今のご説明に対しまして、委員の皆様ご質問などございますでしょうか。特にないということよろしいでしょうか。

では、申請者であるMMT共同事業体へのヒアリングを行いたいと思います。

それでは、申請者をお呼びください。

(MMT共同事業体 入室)

○福原都市総務課長補佐 それでは、はじめに出席者の方の役職、氏名について、自己紹介をお願いいたします。

○MMT共同事業体 私どもMMT共同事業体でございます。

私は、代表企業であります株式会社千葉マリスタジアムの総務部部長の永井でございます。よろしくをお願いいたします。

隣におりますのが、株式会社千葉マリスタジアムスポーツ事業部部長の白井でございます。

○MMT共同事業体 白井です。よろしく申し上げます。

○MMT共同事業体 また、その隣におりますのが、現蘇我スポーツ公園スポーツ施設統括責任者の佐川でございます。

○MMT共同事業体 佐川でございます。よろしくをお願いいたします。

○MMT共同事業体 所属企業につきましては、株式会社千葉マリスタジアムでございます。

以上でございます。

○福原都市総務課長補佐 ありがとうございます。

それでは、只今より10分間のプレゼンテーションをお願いいたします。

準備のほうはよろしいでしょうか。

それでは、申し上げます。

○MMT共同事業体 改めまして、MMT共同事業体でございます。

このたびは千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理者応募機会をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

私たちMMT共同事業体は、現在管理運営しております千葉市蘇我スポーツ公園スポーツ施設を含め、今回の円形野球場とさらなる発展をお約束し、少しでも千葉市のお役に立てればと思っております。

大変失礼でございますが、座らせていただきます。

それでは、MMT共同事業体の概要を説明させていただきます。

代表企業であります株式会社千葉マリスタジアムは、平成元年、千葉マリスタジアム、現ZOZOマリスタジアムの管理運営会社として設立され、千葉マリスタジアムの施設管理、運営はもとより、プロ野球開催、運営、さらに3万人規模のコンサートの誘致並びに自主開催など、多数の事業を成功させて参りました。また、千葉市内のコミュニティセンターや千葉市文化交流プラザ、京葉銀行プラザなどの公共施設の管理運営を多数行い、市民の皆様とともに歩み続ける公共施設管理運営29年のエキスパートでございます。

構成企業でございます東洋グリーン株式会社は、天然芝の管理で全国的に業務展開をする芝生のオーソリティーであり、現在も蘇我球場、フクダ電子アリーナの芝生管理はもとより、多目的広場、多目的グラウンド、第2多目的グラウンド、庭球場の管理も行っております。蘇我球場におきましては、海浜地域に立地し、塩害やフクダ電子アリーナの大屋根によることが大きいのですが、日照障害などを克服しながら、13年間にわたり天然芝の管理を行い、さまざまな環境のもとでの天然芝を管理する技術は他に比類のないものでございます。

もう一社構成企業であります日本メックス株式会社は、創業以来46年間、多くの建物の維持管理、保全を行い、全国に14支店、42営業所、1,300名の社員が在籍し、確かな技術、知識、ノウハウ、豊かな経験と実績をもとに、お客様の満足を第一に、安心、安全、快適な建物の維持管理、保全を行っております。現在、管理運営しております千葉市蘇我スポーツ公園、スポーツ施設とあわせて、円形野球場を当共同事業体にて管理運営させていただくことで、さらに市民の皆様の誇りとなる施設として発展するよう全力で取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、MMT共同事業体の提案についてご説明をさせていただきます。

最初に、指定管理者としてどのように当施設を運営していくかについてでございますが、1ページに記載されているとおり、当施設にかかわる千葉市、市民の皆様、利用者、来場者、指定管理者が、お互いにメリットを享受し、それぞれが発展していけるよう運営していくことが重要と考えております。利用促進による利用者、来場者の増加、公共施設として常に期待され続ける施設であり続ける、このことこそが当施設の最大の運営課題と認識しております。

維持管理業務におきましては、安心、安全な施設管理を目指しております。当事業体では、円形野球場は、幼稚園児からシルバー世代までの全世代を利用者として想定しております。特に小さいお子様や小学生、シルバー世代の皆様が安心してご利用いただけるよう維持管理に努め、グラウンドのメンテナンスにおきましても、利用者からの意見を参考にし、千葉市の所管課と協議をさせていただいた上で、少年野球、こちらは軟式でございます。リトルリーグ、こちらは少年の硬式野球でございます。さらに中学、高校、大学、社会人の軟式野球やソフトボール、グラウンドゴルフ等も視野に入れて、思う存分プレーのできる環境を整えたいと考えております。

また、誰でも快適に過ごせる環境づくりを心がけ、施設利用者、来場者の皆様に常にご利用していただきたいと思っております。日よけのテントでありますとか、折り畳みの椅子の貸し出しだけではなく、周辺の植栽など、環境美化にも配慮した管理を行っていきたく思っております。

最後に、当事業体では30ページに記載されております数値目標を達成するため、さまざまな対策を行っていきたく思います。

まずは第2多目的グラウンド、北、南、合わせて6面のグラウンド利用と連動した大会の誘致や土曜、日曜、祝日を中心とした稼働率の向上を図って参ります。また、夏休みなど、長期の休暇期間の稼働率を向上させることも重要と捉えております。さらに第2多目的グラウンド、北、南においては、少年軟式野球、ソフトボールといった球技に関する制限がございましたが、円形野球場においては、小学生の硬式野球、これはリトルリーグでございます。軟式野球におきましては、お子様から大人までの利用が可能となり、これらのカテゴリーについての団体利用、大会等の利用を積極的に行って参ります。

そして、地域活性化の原動力となるシルバー世代へのスポーツ利用無料貸し出しや地域

の将来の担い手となります保育園児や幼稚園児への無料貸し出し、千葉市の野球団体との連携を図り、野球教室の開催や大会誘致などを行い、数値目標の達成を目指して参ります。

私たちは、千葉市蘇我スポーツ公園が千葉市のスポーツ中核施設として、また千葉市民の皆様の誇りとなるような施設を目指し、今回の円形野球場の指定管理においても応募させていただいております。

現在も蘇我スポーツ公園の管理運営を行っておりますが、日々の経験を糧とし、蓄積して参りました今までの実績と経験を今後も利用者の皆様にさまざまな形でお返しできるよう、指定管理者業務を行って参ります。

千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理者として、MMT共同事業体をご指定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答を行います。

委員の皆様、ご質問はございますでしょうか。

観音寺委員、よろしくお願ひします。

○観音寺委員 ありがとうございます。

提案書の 25 ページ、プロモーション活動を再構築というところで、今回、新たに円形野球場ができるということ、供用開始するというところで、どういう形で知ってもらうこと、利用してもらうことという部分、また平日の稼働率の底上げというところで、どのような形でやるのかなというのをご説明いただきたかったのですが、これを読んでいると、いろいろなことをやっていきますという話が多々書いてあるのですが、平日で一番強くやっていきたいと思うことはどんなことがございますか。

○MMT共同事業体 それでは、蘇我スポーツ公園の広報責任者であります佐川と申します。

平日の利用に限っては、現在も少年野球場が6面あるんですけども、どうしても平日の利用というのは稼働率が低くなってしまうと。円形野球場に関しては、その辺平日利用に関しては、球技のカテゴリーがちょっと幅広くなったということで、大人の利用まで軟式野球ができるというようなところから、現状大人に関しては早朝野球ですとか、それと平日どうしても小学生、中学生、高校生、学校がある期間というのはなかなか利用ができない。

ただ、そのかわり平日地元のグラウンドゴルフ、今ちょっと盛んにやられているんですけども、円形野球場の場合には外野が芝生になるというところから、野球、ソフトボールに限った球技だけじゃなく、平日の稼働率を上げるためにはそういったところで利用をしていただきたいなというところに関しては、今現状第2多目的グラウンドというところで行われている活動と同じことになるんですけども、そういったところの誘致を平日ちょっと増やしていこうかなというところでもあります。

それと、平日の利用に関しては、野球、ソフトボールに限らず、ここに書いてあるように、ちょっとした市内の、あるいは市外でもいいんですけども、幼稚園児、そういったところの園庭を持たないようなところにおいては、野球場をそういった形で活用していただくというところなんかも、近隣の保育園等にはお声かけは今現状して、少年野球場を利用させていただくような周知はしているところです。

○観音寺委員 設定されていなくても全然構わないのですが、平日、休日、合計で今稼働率55%以上という形になってはいますが、平日どれぐらいとか、休日どれぐらいと、想定はございますか。

- MMT 共同事業体 特にないのですけれども、今想定するとすれば、休日、祝日に関しては、80%を超える稼働率というのは作っていかなくちゃいけないと思っています。その中で、平日をいかに伸ばすかというところで、平均して 50%を超えるような稼働率を構築していきたいなというところではあります。
- 観音寺委員 多分重要になるのは、今回の指定期間が終わった後、全体が一体となる期間のときに、平日、休日でどれぐらいのベンチマークというか、数値が出てきて、それをどうするかという数字になってくると思うので、これは千葉市の方にも先ほどお話ししたのですけれども、平日でどれぐらい、休日でどれぐらいという少し数値を見る中で、目標設定されていくことも必要なのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。
- 石井部会長 谷藤委員、お願いします。
- 谷藤委員 資料で読み取りがうまくできなかったのかと思うのですが、6施設が7施設になって、増えるわけですが、資料前半の管理運営の執行体制とか、スタッフとか、有資格者云々というところが全体で出ているので、1つ増えたことで、今までの人のまま施設が増えていくという形なのか、増えたことによって、どのぐらい体制が変わるのかというところをお伺いできればと思います。
- MMT 共同事業体 基本的に円形野球場ができたことによって、増える人員というのは、こちらにも記載されているのですけれども、基本的に責任者という者は兼任になります。兼任した中で、実際に円形野球場を管理、運営していく実務的な人間が今回非常勤職員として2名加わるというところになっています。  
それで、新たな円形野球場の管理、運営ですけれども、基本的には蘇我スポーツ公園スポーツ施設一体的な管理の中で、円形野球場が新しく追加されるというような形での運営の体制になります。
- 谷藤委員 実務的なところには人がプラスになるということで、実際の管理のところは現有でということ、今までのところが手薄になることはないのでしょうか。
- MMT 共同事業体 今までのところが手薄になるということはないです。
- 谷藤委員 安心しました。
- 石井部会長 今の点に関連するのですけれども、提案書の 38 ページと 39 ページに、市内雇用と障害者雇用の点の記載がございます。そこで取組み等が書いてあるのですが、これは今回の円形野球場に関してというよりも全体を通してということなんでしょうか、それとも円形野球場でも何かかわってくるところがありますでしょうか。
- MMT 共同事業体 基本的に取組みは、円形野球場のほうでも、今回2名の非常勤をこれから実際に運営の要員として募集をかける予定でございます。その中に関しても、そういう障害者の雇用ができることであれば雇用を推進していきたいという考えでございます。もちろん今全体の中で障害者雇用というものはもちろんしているのですけれども、さらにそういう取組みの中で障害者が働ける環境があれば、それは推進して雇用していきたいと考えております。
- 石井部会長 蒔田委員、どうぞ。
- 蒔田委員 今回、提案書の 30 ページですが、施設の利用を最大限に発揮するものであることで、市が設定した目標に対して、例えば利用者が 500 名増、稼働率が 5%増になっているのですけれども、これの根拠はいかがでしょうか。
- MMT 共同事業体 市からいただいている目標数値に、人数的に、利用者的に 500 人、5%というところは、はっきりとした根拠というものは正式なものはないのですけれども、示されたように、この円形野球場、2年前にグラウンドの4面のほうがプラスされて、少

年野球の稼働率が今現状 20%前後を行き来しているような状況の中で、円形野球場ができた際に、50%を超えるためには、努力の部分として、50%を超えるのはもちろんのことなんですけれども、あとは指定管理の努力で積み上げて5%を何とか確保したいなというところを一応目標数値として挙げております。それに関連すると大体団体増えても500人というところで、一度指定管理者が設定する目標数値として設定させていただいているというところなんです。

○MMT共同事業体 ちょっとつけ足しさせていただきますと、スポーツ施設なので、我々もそうなんですけれども、スポーツだけの団体に意外に目が行ってしまう。今回、私どもは、ちょっと違う切り口で考えています。福祉の問題がかなり問題になっていますので、福祉サービスということで、医療機関ですとか、社会福祉の事業所ですとか、そういったところのリハビリとか、そういったものが一般の公園にある芝生地とは違いますから、プロのサッカーのできるような優秀な芝ですので、そういったところで、何とか利用してもらえるように広報もして行って、当然平日の利用頻度を増やしていければなというちょっと切り口も考えているところなんです。

○蒔田委員 併せまして、今、福祉の利用も考えていますということだと、そこに障害者の方、あるいは利用したいという方の輸送は、どうぞやってくださいということですか、それともお迎えに行きますということですか。

○MMT共同事業体 基本的には、施設にお任せして来ていただくような形ですね。委員がおっしゃるように、将来そこまでできるようなサービスができれば、本当によろしいかと思うんですけれども。

○蒔田委員 今こういった移動手段が問題になって、バスだとか、これがうまくいかないとか、バスの中でもコミュニティバスがなかなか回ってこないとかというようなことがあるので、どのようにお考えかなと思ったのです。

○MMT共同事業体 今後の参考にさせていただければと思います。

○石井部会長 今の点に関連して、利用者数の目標1万2,500人についてですが、この内訳をどのようにお考えになっているのか、単純に1チーム何人で何試合とやると、かなり大変なかなと考えているんですが、どのようにしてこれを出されたのか、どういう内訳になるのか、教えていただけますでしょうか。

○MMT共同事業体 内訳的には、ざっくり言うと、大体大きく分けて小、中、高、大学、大人、大人の部分になるのですが、小学生の利用というのは、ある程度的人数が確保できると思います。その1万2,500のうちの主な人数としては小学生、それからこの円形野球場は大人の軟式野球までできるということで、大人の部分、一般というくくりになるんですけれども、そこが1万2,500の大半を占める。だから、小学生の利用と一般の大人の利用で約8割は、この1万2,500という中の数字の割合で想定しています。

その他はどうしても学校の関係だとか、中学生、高校生、この辺が非常に稼働率的に少なくなってくるのではないかなと思うんですけれども、1万2,500人という利用者の目標数値としては、今言った小学生と一般、この辺の利用者数で8割を1万2,500の中から作ればいかなという想定です。

○石井部会長 観音寺委員、どうぞ。

○観音寺委員 24ページになりますが、こちらが一番下にある簡易テント、折り畳み椅子の貸し出しサービスですが、特に簡易テントについてで、第2多目的グラウンド等々のアンケート結果、利用者の声等々を踏まえていると、夏の日差しという意見が非常に多くて、その対策というのは、この指定管理者選定評価委員会でも度々千葉市にお願いをしている

ところでもあって、今は、ワンコイン程度ということで、確か貸出しが 500 円でしょうか。

料金設定等は、指定管理者さんのほうで自由に決められる部分かと思うのですが、特に夏の直射日光というのは、本当に熱中症等の生死にかかわるところも多いかなと思っていて、これは千葉市さんが用意するのか、指定管理者さんがというのはあるけれども、利用者目線、利用者ファーストで考えれば、無料で貸してあげるといった手段がとれないのかなというのは感じるところです。

実際、今回日よけつき観客席ができるということで、資料を見ますとそんなにただ大きくないという話ですので、夏に例えば子供たちが 2 時間、3 時間の野球の試合の間、親が立って日差しを浴びながら応援するという、そういう過酷な環境を作ってしまうというのがちょっとどうなのかなという気がします。

収支の状況を見ると、円形野球場は 98 万 1,000 円と想定されていますが、多分そんなに簡易テントで儲けようと思っていないですよ。こういうのは無料にして、どんどん利用者目線に立ってあげるほうが逆に団体数が増えるのではないかなという気がしますので、ご検討いただければと思います。

○蒔田委員 ダッグアウトがレフト側、ライト側に設けられますけれども、これは屋根が付いているのですか。

○MMT 共同事業体 付いています。

○蒔田委員 写真は基礎しか写っていないので、わからないのですが、これは屋根付きですか。

○MMT 共同事業体 屋根付きです。

ただ、ダッグアウトになっていますけれども、この辺の施設の言葉ですが、基本的には野球場で多分 ZOZO マリンのプロ野球が使っている野球場もそうですけれども、ダッグアウトは一つ下がったものをダッグアウトというものなんですね。だから、今回円形野球場に造るのは、普通に言えばベンチ、レベルは同じレベルで、スタンドがあって屋根が付いているというものが整備されるというところだと思います。

○石井部会長 谷藤委員、どうぞ。

○谷藤委員 26 ページにあります利用者の意見聴取についてですが、色々なところで利用者の声が、使った人が楽しく過ごしたよねと、そこだけでいいのかというのは、よく話題に上がりまして、今回、4 つ目に潜在ニーズへのアプローチとあって、素晴らしいなと思っているのですが、競技会、総会等々に行くということが最後に書かれていますけれども、どんなイメージかが湧かないので、ご説明いただけますでしょうか。

○MMT 共同事業体 ここに書かれていることは非常に難しいところで、要はフクダ電子アリーナも含めてプロのサッカーが試合をやっていますけれども、その他スポーツ公園、サッカー場、野球場、テニスコートとあるんですけども、これは結局来ない人に対してどういうアプローチをしていくかというところで、非常に何か難しいような感じなんですけれども、基本的に今やっていることは、地元の地域の人たちから施設を周知していただいたり、利用していただいたりということが非常に重要なところではないかなという中において、我々指定管理者が地元へ出てきて、基本的にいろいろな自治会なり、あるいは商店会の会合とか、あとは商業施設が近隣にあるんですけども、そういった商業施設の協議会、議会、定期的に行われるところへ行って、そういった中でこちらから施設利用についての問い合わせもしています。

実際に商業施設の中でも、商業施設を利用している方に、実際フクダ電子アリーナに行ったことがあるかないかとか、そういったところ、あと駐車場もいろいろな問題なんか

もあって、トラブルもあるんですけども、実際にフクダ電子アリーナを利用したことがある人たちが車で商業施設に来ているのかとか、そういったところから実際知ってもらうために、地域の商業施設や、あるいは商店会、それから自治会、そういったところへこちらからいろいろな催しがあれば、積極的にPRをしたりとか、そういった活動を意味している、それは潜在ニーズというところで、来ていない人たちをいかにスポーツ公園のほうに足を運んでいただけるかというところで、そういったところで会議の中で、それを利用してという言い方はおかしいんですけども、そういったところで知ってもらうような形で今取り組んでおります。

○谷藤委員 既に取り組んでいる。

○MMT共同事業体 既にやっていることです。

○谷藤委員 別の問題なんですけれども、13 ページに従業員さんの方のところで、一番最後のほうにスタッフ一人一人にモニタリングを行うなどというのがあるんですけども、実際には面談みたいな感じなんですか。

○MMT共同事業体 定期的に面接という形で、もちろんここで働く、実際の業務に関してもそうなんですけれども、今働く人たちの問題というのは、非常に繊細に取り上げられるところがある。それも含めた形で、実際に個々に定期的に面接を、従事する社員には行っております。

○谷藤委員 効果はありますか。

○MMT共同事業体 なかなか目に見えたものはないんですけども、ただ実際に働いている中で、従業員から各施設に対して、もうちょっとこういう形で取り組む、あるいは自分たちがもうちょっとこういう形で働きたいということに関しては、全員が全員そういう面接ではないんですけども、そういったところは吸い上げて、働く従業員にもよりよい環境を整えていくような形で働いてはいますし、あとは利用者側に対しても、そういった意見を集約して、できるだけ改善していくような形で取り組んでおります。

○谷藤委員 長期的には、全てのスタッフさんに何がしかのアプローチがあるということですね。

○MMT共同事業体 各施設やっていることがちょっと違うので、その部署で、責任者がおりますので、その責任者で面接というものをまずして、トータル的に集約するという形です。

○石井部会長 ちょっと細かいことではあるのですが、27 ページで、利用者の苦情等があった場合の対処方法についてという中で、専門的な事象、法的な事象について、専門家、顧問弁護士などと相談し対応しますとあります。MMT共同事業体さんに顧問弁護士さんがいらっしゃるということでしょうか。

○MMT共同事業体 事業体というよりも、我々代表企業の株式会社千葉マリスタジアムのほうに顧問弁護士というのはつけています。過去にも、フクダ電子アリーナのほうでちょっとした弁護士さんに相談するような懸案事項が1件ありまして、そのときにも基本的には当社の代表企業でつけています顧問弁護士さんに相談の上、トラブルのないような形で示談というような事例もございます。

○石井部会長 委員の皆様、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

では、プレゼンテーションとその後の質疑応答については、これで終わりといたします。MMT共同事業体の皆様、どうもありがとうございました。

(MMT共同事業体 退室)

○石井部会長 それでは、意見交換を行いたいと思いますが、何かご意見などございますでしょうか。

特にないようでしたら、このまま審査に入るといふことによろしいでしょうか。  
では、審査をよろしく願いいたします。

(審査)

○石井部会長 皆様、終わりましたでしょうか。

では、事務局のほうで回収と集計をお願いいたします。  
事務局が集計を終えるまで、しばらく休憩といたします。

(休憩)

○石井部会長 それでは、事務局での集計が終わりましたので、部会を再開いたします。  
集計結果を事務局からご報告、お願いいたします。

○石川都市総務課長 先ほどの集計表を整えさせていただきました集計結果ですが、ご覧のとおり、×の評価の審査項目はございませんでした。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今事務局から集計結果をご報告いただきましたが、当部会としてMMT共同事業体を指定管理予定候補者に選定することについて、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石井部会長 ないようですので、蘇我スポーツ公園円形野球場に係る指定管理予定候補者は、MMT共同事業体として市長に報告いたします。

なお、選定理由及び意見等についても報告することとなっております。意見等、委員の皆様よろしく願いいたします。

どうぞ。

○観音寺委員 MMT共同事業体さんで、他の施設も管理されているというところでもありますので、統一的な形でやっていただけるといふところに期待したいと思います。

○石井部会長 その他は特にございませんでしょうか。

蒔田委員、いかがですか。

○蒔田委員 特にございません。

○石井部会長 谷藤委員、いかがでございますか。

○谷藤委員 特にございません。

○石井部会長 それでは、他にご意見もございませんので、私のほうからは1点、今回の指名、MMT共同事業体さんにつきましては、市のほうの選定要項、基準等を当然満たしておりますので、引き続き観音寺委員の言われたとおり、他の施設とあわせて管理をして、しっかりとしていただきたいなと思います。期間としては短いものですが、その中でこれまでのノウハウ、知識等を活かしていただければと考えております。

私も含め、委員の皆様からいただいた意見を部会としての意見といたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○石川都市総務課長 本日は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。

今回いただいた意見を十分に反映いたしまして、指定管理予定候補者と協議を進めて参ります。その後、2月15日から開催予定の平成31年第1回定例会におきまして、指定管



理の指定の議案を提出させていただきたいと存じます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

○福原都市総務課長補佐 ありがとうございました。本日は、これで終了となります。

今後とも引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。